

◆リース取引に係る会計・税務の改正ポイント

概要

リース取引に係る会計基準及び税制が改正された。まず一つ目に、従来賃貸借取引とみなされていた「所有権移転外ファイナンス・リース取引」を売買取引とみなす改正が加えられた。これにより、従来オフバランス化していた資産をオンバランス化するため、資産の効率性の低下が懸念される。二つ目に、減価償却費の償却可能価額が備忘価額(1円)まで引き下げ可能となるなど、減価償却費に関わる変更が多々加えられた。本号ではまず、「所有権移転外ファイナンス・リース取引」に焦点をあて、リース取引の会計・税務の改正ポイントを紹介する。

「所有権移転外ファイナンス・リース取引」とは以下の三つの特徴を持つ

- (1) Non-Cancelable: リース期間中、リース契約解除不可能
- (2) Full-Payout: リース資産のランニングコストはほぼ全て賃借人負担
- (3) リース期間終了時、自動的に賃借人に無償で所有権が移転「しない」

賃借人の会計上・税務上の取扱い

- ・従来の会計基準(以下、旧会計基準)では、「所有権移転外ファイナンス・リース取引」では、「支払リース料」が発生したものととして会計処理されていた。けれど、改正後の会計基準(以下、新会計基準)では、「所有権移転外ファイナンス・リース取引」はリース資産を売買により取得する取引とみなし、リース資産の「減価償却費」及び「利子相当額」が発生したものととして会計処理される。
- ・新会計基準では、「所有権移転外ファイナンス・リース取引」の会計上の費用は、原則的に『利息法』で処理される。つまり、リース資産を計上し、残存価額をゼロとしてリース期間定額法により減価償却する。また、利息相当額は費用逓減型の配分を行う。リース資産総額に重要性が乏しい場合、リース資産に利息相当額を含めて定額償却できる(『定額法』)。
- ・さらに、個々のリース資産に重要性が乏しく、少額・短期のリース取引、中小法人のリース取引に該当する場合、オペレーティングリース取引と同様、会計上、減価償却費を計上せず、「賃借料」として経理処理をする(『賃借料処理』)。
- ・平成18年度改正後税制(新税制)では、会計基準の改正と同様の改正が行われ、会計処理に沿った税制上の処理を柔軟に認めることで「リースの簡便性」が維持されている。具体的には、『利息法』ないしは『定額法』で会計処理を行った場合、減価償却費及び利息相当額は、税務上、原則的には損金算入される。『賃借料処理』を行った場合、会計上、「賃借料」が発生するが、新税制上、当該賃借料を償却費とみなして、賃借料を原則そのまま損金として認める。
- ・その他の留意点として、新会計基準により、リース資産をオンバランス化しなければならないため、改正前よりROAIは低下する。

賃貸人の会計上・税務上の取扱い

- ・旧会計基準では定額の「リース料」収入を計上していたが、新会計基準では、原則的にリース料総額からリース資産の購入原価を控除した「利息相当額」を、リース期間にわたり利息法により収益配分を行う。
- ・新税制では、リース資産を売買処理に準じた処理を行い、割賦販売に準じて利益に相当する額(以下、利益相当額)を繰り延べて配分することを認めている。つまり、利益相当額を「実質的に受取利息と認められる部分」と「事務管理手数料等と認められる部分」とに分け、前者を利息法で、後者をリース期間にわたり定額で収益計上することを認めている。
- ・消費税: リース資産を引き渡した時点で、売買取引が発生したとみなされて消費税が課税される。
- ・固定資産税: 賃貸借取引とみなして、リース会社が納税する。

改正リース税制と新リース会計基準のまとめ

| | 改正リース税制 | 新リース会計基準 |
|----------------------|------------------------------------|--|
| 現在価値基準の適用 | 「現在価値に割り引く前の」実際のリース料の金額をもとに判定 | リース料総額の現在価値をベースとして「現在価値基準」を適用 |
| 利息相当額の配分 | 利息法(原則) 定額法や利息相当額を区分しない方法も認められる | 利息法(原則) リース資産総額に重要性が乏しい場合、定額法または利息相当額を区分しない方法も認められる |
| 減価償却 | | |
| 償却方法 | 定額法 | 原則、定額法(級数法、生産高比例法も可) |
| 耐用年数 | リース期間 | リース期間 |
| 残存価額 | ゼロ | ゼロ |
| 少額・短期のリース取引、中小法人の取扱い | 賃借料として損金経理した金額は、償却額として損金算入可能 | 契約金額が300百万円以下等、賃貸借処理が認められる場合がある |
| 適用開始時期 | 平成20年4月1日以降締結する契約から適用(早期適用なし) | 平成20年4月1日以降開始する連結会計年度から適用(早期適用あり) |